

第六十九回  
貴族院

## 鐵道敷設法中改正法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

鐵道敷設法中改正法律案

岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道

及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ

關スル法律案

江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ

對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

委員氏名

委員長 子爵井上匡四郎君

副委員長 男爵安保 清種君

公爵島津 忠重君

侯爵中御門 經恭君

伯爵後藤 一藏君

子爵立花 種忠君

子爵秋元 春朝君

男爵中村 謙一君

男爵大藏 公望君

坂野鉄次郎君

八田 嘉明君

堀 啓次郎君

門野幾之進君

平尾喜三郎君

小林嘉平治君

風間八左衛門君

青木才次郎君

山上 岩二君

昭和十一年五月十六日(土曜日)午前十時  
十六分開會

○副委員長(男爵安保清種君) 只今ヨリ開

會致シマス、不肖副委員長ニ當選致シマシタノデ此席ヲ汚シマス、何分不慣レデアリ

マスルカラ、皆サンノ御助力ニ依リマシテ、

此會ノ進行ノ他結果ノ好都合ニ參リマス

ヤウニ御願ヒ致シタノデアリマス、委員長井上子爵ガマダ御見エニナリマセヌデ、

私ハ此ノ席カラ開會ヲ宣シマス、第一ニ當

シテ……

局ノ方カラ御説明ヲ願ヒマス、速記ヲ中止

(速記中止)

(委員長子爵井上匡四郎君 委員長席ニ著ク)

○委員長(子爵井上匡四郎君) 速記ヲ始メ

テ戴キマス

○國務大臣(前田米藏君) 三案ヲ一括シテ

御説明ヲ申上ガタイト存ジマス、大體ノ事

ハ本會議デ申上ダテ置キマシタノデゴザイ

マスガ、此ノ席モウ少シ詳シク申上ゲヨ

ウト存ジマス、今回ノ改正ハ、現在ノ豫定線第八十六號即チ有年・西大寺間鐵道ニ、赤穂附近ヨリ分岐シテ那波附近ニ至ル鐵道ヲ追加シ、又福岡縣羽犬塚ヨリ矢部ニ至ル鐵道、佐賀縣基山ヨリ福岡縣太刀洗ヲ經テ甘木ニ至ル鐵道、北海道ノ十勝國御影附近ヨリ日高國右左府ヲ經テ邊富内ニ至ル鐵道ノ

三鐵道ヲ新ニ別表ニ掲ゲマスト同時ニ、現在豫定線第二十八號即チ函館・釜谷間鐵道ノ終點釜谷ヲ戸井マデ延長セムトスルモノ

デアリマス、是等ハ何レモ昭和十一年度ヨリ工事ニ着手致シタイト考ヘテ居リマス、

先ヅ赤穂・那波間鐵道デアリマスガ、本鐵道ハ現在豫定線タル有年・西大寺間鐵道ノ一部ト相俟ッテ、那波・西大寺間鐵道トシテ敷設セ

ムトスルモノデアリマシテ、山陽本線那波驛附近ニ起リ、赤穂、伊部ヲ經テ山陽本線ノ西大寺驛ニ連絡セムトスルモノデアリマス、

馬上、本鐵道ハ是等天然資源ヲ開發シ、諸物資ノ輸送ヲ圓滑ナラシムルト同時ニ、既成線ヲ涵養スル效果モ亦著シイノデアリマス、

本鐵道ハ鹿兒島本線基山驛ニ起り、太刀洗附近ヲ經テ甘木ニ達スルモノデアリマス、沿線ハ筑後平野ノ北部ニ位シ、農蠶業夙ニ發達シ、其ノ產出額モ夥シク、又太刀洗ハ飛行場トシテ各種物資ノ發著ガ多イノデアリマス

ガ、現在交通交機關不備ノ爲ニ、是等物資ノ大量輸送ハ尠カラザル不便ヲ蒙ツテ居ル

ノデアリマス、本鐵道ハ地方鐵道ノ缺陷ヲ補ヒ、產業ノ進展ニ貢獻スルト共ニ、軍事

離デ且勾配緩ナル平坦線デアリマスカラ、山陽本線ノ補助線トシテ、通過ノ貨客ニ對シ多大ノ便益ヲ齎スモノデアリマス、次ハ羽犬塚・矢部間鐵道デアリマスガ、本鐵道ハ鹿兒島本線ノ羽犬塚驛ニ起リ、東ニ進ミマシテ矢部ニ至ル鐵道デアリマス、本線ノ沿道福島附近ハ人口稠密ニシテ各種產様夙ニ發達シ、又奥地一帶ノ山林ハ森林ニ富ミ、林產物ニ富ンデ居ルバカリデハナク、金、銀、銅鑛ノ埋藏多ク、鯛生金山ヲ始メ重要ナル鑛山ガアリ、移出入ノ物資モ多イノデアリマス、本鐵道ハ是等天然資源ヲ開發シ、諸物資ノ輸送ヲ圓滑ナラシムルト同時ニ、既成線ヲ涵養スル效果モ亦著シイノデアリマス、

本鐵道ハ鹿兒島本線基山驛ニ起り、太刀洗附近ヲ經テ甘木ニ達スルモノデアリマス、沿線ハ筑後平野ノ北部ニ位シ、農蠶業夙ニ發達シ、其ノ產出額モ夥シク、又太刀洗ハ飛行場トシテ各種物資ノ發著ガ多イノデアリマス

上最モ権要ノ地位ヲ占ムル太刀洗飛行場ニ出入スル軍需品ノ輸送ヲ圓滑ナラシムルモノデアリマス、次ヘ御影、邊富内間鐵道デアリマス、本鐵道ハ根室本線御影驛附近ニ起り、右左府ヲ經テ北海道鐵道會社線路ノ終端邊富内驛ニ接續スルモノデアリマス、本鐵道ノ沿線ニハ地味肥沃、廣大ナル未墾ノ原野ヲ擁シテ居リマスシ、又未ダ斧鉄ヲ入レザル大森林モ點在致シテ居ルノデアリマス、本鐵道ハ是等資源ノ開發ヲ促シ、拓殖促進上多大ノ效果ヲ齎シバカリデナク、瀧川經由ノ現在線ニ比シ、甚ダシク距離ガ短縮サレルノデアリマス、尙ホ現在狩勝峠ニ急勾配ガアリ、其ノ爲メ著シク輸送力ガ邪魔サレテ居リマスノデ、其ノ輸送力ノ不足ヲ緩和スルト云フ點カラ見テ、鐵道交通上重要ナル意義ヲ有スルモノデアリマス、最後ハ函館・戸井間鐵道デアリマス、現在ノ豫定線ノ終點釜谷ノ先キニ戸井ト云フ所ガゴザイマスガ、最近要塞地帯トシテ重要ナル地位ヲ占ムルニ至リマシタノデ、今回其ノ終點ヲ戸井マヂ延長セムトスルモノデアリマシテ、軍事上ノ意味ニ依リマシテ更ニ御答ヲ致シタイト思ヒマ

ス、次イデ買收及補償ニ關シマスルモノノチ  
本會議デ大體申上ゲタノデゴザイマスガ、  
尙一應御説明申上ゲタイト存ジマス、今回  
買收セムトスル鐵道ハ岩手輕便、廣濱鐵道、  
阿南鐵道、佐世保鐵道ノ四ツデゴザイマス、  
先ヅ岩手輕便鐵道デゴザイマスガ、本鐵道  
ハ國有鐵道ノ東北本線花巻驛カラ仙人峠ニ  
至ル地方鐵道デゴザイマシテ、國有鐵道建  
設線釜石線ノ一部ニ該當致シテ居リマス、  
國有鐵道釜石線ハ昭和十年度カラ工事ニ著  
手致シマシテ、十五年度ニ完成スル計畫ニ  
相成ッテ居リマス、ソレデ此ノ鐵道ヲ買收  
シ、昭和十一年度カラ改築シマシテ、建設  
工事ヲ完成セシムル必要ガアルノデゴザイ  
マス、尙此ノ鐵道ノ兼營致シマスル索道ハ、  
本鐵道ノ終點カラ釜石鑛山鐵道ノ大橋驛ニ  
至ル間ノ貨物ノ輸送ヲヤッテ居リマシテ、  
鐵道ノ補助機關ト致シマシテ必要ナル設備  
ト認メマスノデ、併セテ買收スルコトニ致  
シタノデゴザイマス、第一ノ廣濱鐵道ハ、  
山陽本線横川驛カラ廣濱可部ニ至ル地方鐵  
道デゴザイマシテ、國有鐵道建設線本鄉線ノ  
一部ニ該當致シテ居リマス、國有鐵道ノ本  
鄉線ハ廣島カラ横川ヲ經テ、本鄉ニ達スル  
線路デアリマシテ、昭和八年度ヨリ工事ニ  
著手致シマシテ、十四年度完成ノ豫定デア

リマスガ、廣濱鐵道ノ終點附近ノ可部カラ  
安藝飯室ニ至ル部分ハ昭和十一年度中ニ開業スル豫定ニナツテ居リマスノデ、今回本鐵道ヲ買收スル必要ガアルノデゴザイマス、  
第三ハ德島縣ノ阿南鐵道デゴザイマスルガ、此ノ鐵道ハ省ノ小松島線ノ中田驛カラ古庄驛ニ至ル地方鐵道デアリマシテ、國有鐵道ノ半岐線ハ阿南鐵道ノ羽ノ浦驛カラ半岐ニ達シマスル線路デアリマシテ、昭和十六年年度ニ完成ノ豫定ニ相成ツテ居リマスガ、羽ノ浦・桑野間ハ昭和十一年三月ニ開業致シマシタ、元來此ノ阿南鐵道ハ其ノ輸送系統ニ於テ省ノ小松島線ト極メテ密接ナ關係ガアリマスノデ、大正五年以來、社ノ列車ヲ德島驛マデ毎日八往復、乗入運轉ヲシテ居ルノデゴザイマス、今回省ノ建設線ノ半岐線ガ一部開業ヲシマシタ爲メ、更ニ密接ナル運輸上ノ關係ヲ生ジテ來タノデゴザイマスカラ、速力ニ此ノ鐵道ヲ買收シテ、運輸系統ヲ整備スル必要ガアルノデゴザイマス、最後ニ長崎縣ノ伊佐保鐵道デゴザイマスルガ、此ノ鐵道ハ本線ト支線トニ分レテ居リマス、スル線路デゴザイマスガ、既ニ一部營業ヲ開始致シテ居リマシテ、殘リノ區間ハ昭和十四年度ニ竣工ノ豫定ニ相成ツテ居リマス、

當致シテ居リマスノデ、之ヲ買收致シマシテ、改築スル必要ガゴザイマス、又之ニ該出來ナイモノト認メラレマスシ、會社カラモ併セテ買收シテ貰ヒタイト云フ申請ガアリマシタノデ、全線ヲ買收スル計畫ヲ立てタ譯デゴザイマス、尙買收價額ノ問題デゴザイマスルガ、是ハ御承知ノ如ク買收ノ期日ガ定マリマシタ場合ニ、其ノ日ヲ基礎ニシマシテ、最近ノ營業年度末カラ遡<sup>ツ</sup>テ買收價額ヲ計算スルト云フコトニ、法律ノ規定デ相成ツテ居ルノデアリマシテ、買收ノ日ノ定マリマセヌ今日、正確ナコトハ無論申上ゲ兼ネルノデゴザイマスガ、佐世保鐵道ハ割合ニ收益歩合ガ宜シイモノデアリマスカラ、法律ノ規定通リノ計算ヲシテ買收致シマス、其ノ他ノ三ツノモノハ割合ニ利益割合ガ惡イ爲ニ、法律ノ規定ニ依リマシテ、會社ト買收價額ノ協定ヲスル必要ガゴザイマスノデ、此ノ方ハ從來ノ例ニ依リマシテ、會社ト協定ヲ致シマシタ、ソレカラ岩手輕便鐵道ガ經營シテ居リマスル素道モ、從來ノ例ニ依リマシテ買收價額ノ協定ヲ致シマシタ、次ハ補償ニ關スルモノデゴザイ





テ鐵道ノ線路ヲ引クコトニナリマスト、補償其ノ他デ非常ニ建設費ガ植エマスノデ、ソレデサウ云フニツノ理由デ久留米カラハ分岐致シマセヌ、其ノ外ニ羽犬塚ト久留米ノ間ニ荒木ト云フ地點モアリマスガ、ドノガ短クテ、工費ガ安カッタ、ソレニ斯ウ云フ線ハ成ルタケ早ク九州本線ニ結ビ付ケルコトガ、物資ヲ出ス上ニ於テ適當デアルト考ヘテ、一番近ク九州本線ニ結ブ爲ニ羽犬塚ヲ採リマシタノデ、羽犬塚ニ出マスノガ一番距離ガ短縮スル譯デアリマス、左様御了承願ヒマス

○子爵立花種忠君 大體了承致シマシタカラ此ノ位デ止メテ置キマスガ、次ハ北海道ノ御影附近カラ邊富内ニ至ル鐵道ノ問題デアリマスガ、是ハ北海道ノ邊富内マデ御建設ニナリマシテ、ソレカラ先キハ鶴川ト申シマスカ、海岸線ノ鶴川ニオ繫ギニナル御計畫デアルカ、或ハ北海道鐵道ヲ買收シテ、此ノ線ヲ使ツテ沼ノ端カラ札幌ノ方へ繫ガウト云フ御計畫デアリマスカ、ソレヲ伺ヒタイ

○國務大臣(前田米藏君) 只今御質問ノ如クニ、私設鐵道ガ近年自動車等ノ爲ニ、營業不振ニ陥ツテ居ル會社ノ多イコトハ事實デアリマス、國家ト致シマシテモ斯ウ云フ點ニ付テ十分考ヘナケレバナラスノデゴザデアリマスガ、私設鐵道ト云フモノノ保護助長ト云フコトニ付テ、ドウ云フ風ニ政府ノ方針ガアルノデアリマスカ、甚ダ詰ラナイ御質問ヲスルヤウデアリマスケレドモ、即私ニ疑惑ガアリマスノデ一應伺ヒマス、即チ私ノ存ジテ居ル所デハ私設鐵道ハ全國ニ四百近クアルヤウニ思ヒマス、但シ其中ニ公營ノモノモアルヤウデアリマスガ、相當ナ大キナ資本金ヲ持チ、而モ公營ノ外ハ、其ノ大部分ト云フモノハ地方ノ僅カナ資本ヲ集メテ出來タモノガ多イノデアリマスカラ、其ノ成績如何ト云フコトハ、地方ニ非ニ關係ヲ持ツノデアリマス、現在ハ此ノ成績ガ餘リ私設鐵道トシテハ好クナイヤウ

スルカ、若シクハ買收スルカ、或ハ乗入スルカト云フヤウナ、殆ド三ツノ一ツヲヤラネバナラヌト思ッテ居リマスノデ、只今ノ御質問ノヤウニ何レ此ノ工事ノ進捗ニ伴ヒマシテ、北海道鐵道ニ乗入スルカ、借上げ管理コトニ致シテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○子爵立花種忠君 御方針ハ能ク分リマシニ觀察シテ居リマスガ、中ニハ隨分無配當ノ所モアリマセウシ、或ハ廢業シナケレバナラヌ所モアルカノヤウニ聞イテ居リマスガ、斯ウ云フ情況デアル私設鐵道ニ對シテ、政府ノ將來ノ御方針ト云フコトヲ大體デ宜シウゴザイマスカラ、伺ッテ置キタイト考ヘマス

○國務大臣(前田米藏君) 只今御質問ノ如クニ、私設鐵道ガ近年自動車等ノ爲ニ、營業不振ニ陥ツテ居ル會社ノ多イコトハ事實デアリマス、國家ト致シマシテモ斯ウ云フ點ニ付テ十分考ヘナケレバナラスノデゴザデアリマスカ、其ノ營業ニ付テハ其ノ附近ニ國鐵道ノ如何ニスレバ機能ヲ十分ニ好クスルコトガ出來ルカ、ソレニ付テハ或ハ地方鐵道ノ補助法等ヲ改正致シマシテ、補助ノ年限ヲ延長スルコトモ一ツノ途デアリマセウシ、又其他色々ノ方法ニ付キマシテ今實ハ考ヘテ居リマシテ、私設鐵道ノ機能ヲ發揮スル爲ニ考究中ノモノヲ、出來ルナラバ來ルベキ議會ニデモ出シタイト思ッテ、今銳意研討ツテ置キタイト思ヒマス

○國務大臣(前田米藏君) 御尤モナンデス

府ト致シマシテハ私設鐵道ノ不振ナルコトニ對シマシテハ、何トカシテ機能ヲ發揮サシタイ、斯ウ云フヤウナ心持ヲ有ツテ居ル

スルカ、若シクハ買收スルカ、或ハ乗入スルカト云フヤウナ、殆ド三ツノ一ツヲヤラネバナラヌト思ッテ居リマスノデ、只今ノ御質問ノヤウニ何レ此ノ工事ノ進捗ニ伴ヒマシテ、北海道鐵道ニ乗入スルカ、借上げ管理コトニ致シテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

カト云フヤウナ、殆ド三ツノ一ツヲヤラネバナラヌ所モアルカノヤウニ聞イテ居リマスガ、斯ウ云フ情況デアル私設鐵道ニ對シテ、政府ノ將來ノ御方針ト云フコトヲ大體デ宜シウゴザイマスカラ、伺ッテ置キタイト考ヘマス

ニ觀察シテ居リマスガ、中ニハ隨分無配當

ノ所モアリマセウシ、或ハ廢業シナケレバ

ナラヌ所モアルカノヤウニ聞イテ居リマス

ガ、斯ウ云フ情況デアル私設鐵道ニ對シ

テ、政府ノ將來ノ御方針ト云フコトヲ大體

スルカ、或ハ買收スルカト云フヤウナ風ナ

コトニ致シテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居リ

マス

○國務大臣(前田米藏君) 只今御質問ノ如

クニ、私設鐵道ガ近年自動車等ノ爲ニ、營

業不振ニ陥ツテ居ル會社ノ多イコトハ事實

デアリマス、國家ト致シマシテモ斯ウ云フ

點ニ付テ十分考ヘナケレバナラスノデゴザ

デアリマスカ、只今當局ト致シマシテハ地方

鐵道ノ如何ニスレバ機能ヲ十分ニ好クスル

コトガ出來ルカ、ソレニ付テハ或ハ地方鐵

道ノ補助法等ヲ改正致シマシテ、補助ノ年

限ヲ延長スルコトモ一ツノ途デアリマセウ

シ、又其他色々ノ方法ニ付キマシテ今實ハ

考ヘテ居リマシテ、私設鐵道ノ機能ヲ發揮

スル爲ニ考究中ノモノヲ、出來ルナラバ來ル

ベキ議會ニデモ出シタイト思ッテ、今銳意研

討ツテ置キタイト思ヒマス

○國務大臣(前田米藏君) 御尤モナンデス

ガ、只今申上げマシタルヤウニ、私設鐵道ニ

付キマシテハ、何トカシテ機能ヲ發揮サ

ト云フカ、交通機關ノ發達ト言ヒマスカ、

自動車ノ發達ノ爲ニ非常ナ不振ニ陥ツテ居

五

第四部第七類 鐵道敷設法中改正法律案特別委員會議事速記録第一號 昭和十一年五月十六日 賓族院

ルコトハ事實デアリマスカラ、政府ト致シテハ何トカ之ヲ致シタイ、單ニ補助ト云フヤウナ關係デナシニ、或ハ低金利ト云フヤウナ風ニ政府ノ低利ノ融通ト云フヤウナ途ヲ開クノモ一ツノ途デアリマス、或ハ北海道ノ如キ場所ニ付キマシテハ、補助ノ率ノ如キモ必ズシモ或場所ト一樣ニシナクテ、率ナドハ寧ロ別ニスルコトモ一ツノ考へ方デナイカト云フヤウナ、色々ノ考へ方ガアルヤウデアリマシテ、私設鐵道ニ對スル、サウ云フヤウナ全般的ノ考へ方ニ付キマシテ、只今研究ヲ致シテ居リマシテ、而モ是ハ成ルベクナラ早イ間ニ成案ヲ得タイト努メテ居ルヤウナ次第デアリマス、ソレ以上今具體的ニドウスルト申上グルコトハ、致シ兼ネルヤウナ狀態デアリマス

○子爵立花種忠君 最後ニ御影・邊富内ノ線ガ出來マシタ場合ニ於キマシテ、根室方面カラ札幌ニ至ル、若シクハ函館ニ至ル其ノ間ニ於テ、ドノ位ノ距離ガ詰リマスカ、チヨット伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(河原直文君) 私ヨリ御答へ致シマス、御影・邊富内ノ線ガ出來マスルト、シマス、御影・邊富内ノ線ガ出來マスルト、室蘭、函館方面ニ於キマシテハ八十七糠二分短縮致シマス

○坂野鉄次郎君 チヨット伺ヒマスガ、此ノ實デアリマス

那波・西大寺間ノ鐵道デアリマス、是ガ連絡ガ出來上リマシタラバ、此ノ方ガ……、理

○坂野鉄次郎君 機関車ト書イテアルノハ少シオカシイデスナ

○政府委員(河原直文君) 私ヨリ御答へ致シマス、山陽線全體ニ付テ御覽下サイマスト、由書デ見マスト山陽本線ノ補助線トナルヤ

是ガ本線トナルノデヤナイカ、チヨットソレヲ伺ヒタイノハ、出來上リマシタアトノ關係デ、三原ト廣島ノ間ノヤウニ、アレガ吳ノ方へ廻ルノト、兩方ヲ急行ガ通ルヤウニナリマス、サウ云フ風ニ出來上リマシタ後

ノ方へ廻ルノト、兩方ヲ急行ガ通ルヤウニナリマス、サウ云フ風ニ出來上リマシタ後ノハ、德山・岩國間是ガ最近ニ出來上リマシタ、是ガ二本アリマス、ソレカラ吳・三原

ノハ、同ジ格好ニナルノデアリマシテ、將來ノ事ハナンデスガ、只今ノニツノ例カラ見マスルト、急行列車ハ只今大臣カラ申上ゲタ通リ一本位ヲ之ニ通ス、其ノ他準急行トカ、各驛ニ停車シナイ列車ノ半分位ハコチラヲ通ス、其ノ他ノ區間ノ列車ハ兩線ノ……新舊兩線ノ物資ノ都合ニ依ツテ適當ニ分ケテ

○國務大臣(前田米藏君) 只今御尋ノコトハ、此ノ計畫ヲ致シマシタ方ト致シマシテハ、是ガ出來上リマシタナラバ急行モ一日一本ハ通シタイ、斯ウ云フ風ナ考ヲ持ツテ居ルノデアリマス、從ツテ是ガ本線デ、今マデノガ本線デナイト云フ譯デハナクシテ、補助線ト考ヘタ譯デアリマス、其ノ補助線ト、ソレカラ其ノ理由書ニアリマス沿岸線、海岸線ノ物資ノ開發、此ノニツノ爲ニ新線ヲ計畫致シタノデゴザイマス

○坂野鉄次郎君 ドウモオカシイデアリマス、即チ片上ニ停車場ヲオ置キニナリマスヤウナ御計畫ニナッテ居リマスカ、ナツテ居リマセヌカ、若シ分ツテ居リマスレバ伺ヒタイ

○政府委員(河原直文君) 只今ノ豫測ノ程度ニ於キマシテハ、其ノ間ニ停車場ガ出來テ連絡シタイト思ツテ居リマスガ、尙詳細ノコトハ實測ニ當リマシテ、成ルベク御希望ニ副フヤウニシタイト思ヒマス

○坂野鉄次郎君 分リマシタ

○男爵大藏公望君 私ノ伺ヒタイノハ、ドナル、即チ速力ガ今度ノ線ノ方ガ早クナル、距離モ短クナルシ、勾配モ極ク低ク



シテ、敷設法ノ外ニ出ヅル考デナイカト云  
煩サナケレバナラヌカト思ヒマスガ、私ハ  
斯ウ云フ風ニ極ク率直ニ申シマスト東北方  
面ニ……、北海道ナリ東北ナリニ於キマシ  
テハ、出來ルダケ鐵道ナリ其他ヲ附ケテ、東  
北振興ニ資シタイト云フコトハ非常ニ考ヘ  
テ居ルノデゴザイマス、併シナガラ東北、  
北海道方面ガ非常ニ遅レテ居ルカラ、鐵道  
省其ノ他ニ依ツテ振興セナケレバナラヌト云  
フ志ハ盛ンデアルト致シマシテモ、ソレガ  
爲ニ唯鐵道省トシテ引合ハナイ、或ハ鐵道  
經濟ト云フモノヲ全然無視シテ、鐵道全體  
ノ上カラ見テ大シタ價値ガナイト云フヤウ  
ナ所ニハ、ドウモ附ケル譯ニ行カヌヂ  
ヤナイカ、從ツテ振興ト云フ爲ニハ五分  
五分ノ他ノ中國トカ九州、近畿トカ云フ  
所ト比較シテ五分ノ價値ガアルナラバ、  
東北ニ五分ノ價値ガアルナラバ東北  
ニヤルト云フコトニナリマス、ソレノ  
非常ニ價値ノ違ツテ居ルモノニ對シテ、東北  
振興ト云フ名ニ依ツテ、色々鐵道眼カラ見テ  
不穩當ナ線ガアル、斯ウ云フ風ニハ考ヘラ  
レナイト思ツテ居ルノデアリマス、私ノ率直  
ノ考デアリマス、ソレガ或ハ敷設法ノ範圍  
ヲ出ルカ範圍内カト云フヤウナ點ニナリマ

又、唯私ノ心持トシテハ只今申上ゲルヤウ  
ナ心持デ居ルノデアリマス  
○男爵大藏公望君 御尤モト存ジマスガ、  
唯、今度各縣ノ振當ヲ見マシテモ、大凡一  
縣内ニ一本鐵道ヲ敷カウト云フ風ナ御考モ  
アツタヤウニ、線路ノ敷カルル情況カラ見エ  
マスルノデ、結局大臣ノ考ガサウデアリマ  
シテモ成ルベク東北ニ敷イテヤリタイ、又  
出來ルコトナラ各縣ニ一つ、成ルベク工事  
ヲ起シテヤリタイト云フ御考ガアツタコト  
ハ無理カラヌコトト思フノデアリマシテ、  
必ズシモ今ノ大臣ノ御考ニ副ハナイ場合ガ  
多々起ルノデナイカト云フコトヲ思フノデ  
アリマス、ソレデ伺ッタノハ結局ドノ程度マ  
デニ御考ニナルデアリマセウカト云フコト  
ヲ伺ッタノデアリマス、併シ單ニ此ノ議會バ  
カリデナク、次ノ議會ニモ出テ來ル問題デ  
ナイカト思ヒマスノデ、此ノ次ノ場合ニ御  
伺ヒシテモ宜イト思ヒマス、序デニ御伺ヒ  
シタイノハ、今度ノ追加豫定線ニシマシテ  
モ若シクハ變更ニシマシテモ、何レモ其ノ  
地方ガ非常ニ有望デアツテ森林ニ富ンデ居  
ル、金鑛ニ富ンデ居ル云々ガ皆書イテアリ  
マスルガ、是ハ各線毎ニ一つ大凡ドノ位ノ  
利廻リヲ豫想シテ居ラレルカ、其ノ利廻リ

アル分ハ豫算ノ方デ宜シウゴザイマスガ、  
今日ハ追加豫定線ノ分ダケ一ツ御願ヒ致シ  
ヒシマシテ、從來ノ省ノ方々ノ計算ヲ承リ、  
其ノ實蹟モ書イタモノヲ頂戴致シマシタガ、  
大體ハ大變ウマク行ッテ居リマスガ、中ニハ  
随分豫定トハ違ツテ居ルモノモアルト云フ  
心配モアリマスノデ、今後ハ成ルベク其ノ  
御説明ガアリマス分ニ、進ンデ斯ウ云フ利  
廻リニナル見込ダト云フコトヲ、御説明ヲ  
御附加ヘ願ヘレバ大變結構デアリマス  
○政府委員(河原直文君) 私ヨリ御答ヘ致  
シマス、見込ニ對シマスル割合ヲ其ノ線自  
體ノ利益率ト、ソレニ依リマシテ既成線ヲ  
營養スル本當ノ收入カラ出マンタ利益ト、  
二ツニ分ケテ申上ゲタイト思ヒマス、羽幌・  
遠別線ハ四分八厘一毛ノ利益ニナリマシテ、  
自線内ダケデアリマスト二分六厘五毛ト云  
フコトニナリマス

内ダケデハ一分二厘二毛、那波・西大寺線ニ  
於キマシテハ三分一厘トナッテ居リマス、自  
線内ダケデアリマスト三分五厘一毛トナリ  
マス、九州ニ参リマシテ基山・甘木間ノ線ニ  
ナリマスト四分六厘四毛トナリマシテ、自  
線内ノ利益ハ二分二厘八毛ト云フコトニナ  
リマス、羽犬塚・矢部間ノ線ニ於キマシテモ  
六分五厘一毛、自線内ノ利益ハ二分三厘七  
毛、斯フ云フコトニナッテ居リマス  
○男爵大藏公望君 チヨット政府委員ニ  
ヒタイノデスガ、是ハ建設完成後何年目ノ  
利益デゴザイマセウカ  
○政府委員(河原直文君) 全通シタ當初ノ  
利益見込デゴザイマス  
○男爵大藏公望君 全通後第一年ノ利益デ  
ゴザイマスカ  
○政府委員(河原直文君) サウデス、全通  
後第一年デアリマス  
○男爵大藏公望君 是モ政府委員ニ御伺ヒ  
シテモ結構デスガ、可ナリ今伺ッテ居ル中ニ  
ハ低イ利益率ノモノモアリマス、例ヘバ全  
體ヲ通ジテ三分六厘七毛、那波・西大寺間ノ  
如キモノハ自線モ多イガ、廻ル線路ガ直通  
スルガ爲ニ減<sup>ツ</sup>タト云フ、全體ノ上カラ見レ  
バサウデアリマスガ、併シナガラ他ニ大變

利益ガ多イト云フノハ是ハ已ムヲ得マセヌ  
ガ、御影邊富内ノ間モ先程ドナタカノ御  
話ガアツタヤウニ、非常ニ短カクナリマスノ  
デ是モサウデアリマセウガ、假ニ利益率ダ  
ケカラ考ヘマスト大凡ドノ位ノ線路ナラ御  
敷キニナル御見込デアルカ、大體ノ標準ガ  
定ヅテ居ラウト思ヒマスガ……

○政府委員(河原直文君) 御答へ致シマス、  
只今豫定線並ニ之ニ準ズベキ線ニ付テ、始  
終調査研究ヲ致シテ居リマシテ、其ノ線ノ  
建設費、利益率ナンカラ出シテアルノデス、  
ソレデドノ線マデヲ採ルカト云フ御話デア  
リマスルガ、是ハ矢張リ其ノ時ノ豫算、財  
政ト申シマスカ、豫算ノ都合モ考ヘマシテ、  
サウンテ其ノ時々ニ依リマシテ三分五厘以  
上ノモノヲ採ルヤウナ年モ出マセウシ、又  
或ル時期ニハ、ソレヨリモ低イ時モアルデ  
ゴザイマセウカラ、只今幾ラ以上ト云フコ  
トハチヨット申上ガ兼ネマスガ、其ノ時ノ、  
ドノ位追加建設費ニ豫算ガ廻サレルカト云  
フ時ノ情況モ考慮シナケレバイケナイノデ  
ナイカト考ヘマス

○男爵大藏公望君 只今ノ御答辯必ズンモ  
満足シマセヌガ、別段ニソレニ付テハ御伺  
ヒシマセヌガ、尙委員長ニ伺ヅテ置キマス  
ガ、實ハ私豫算委員會ノ方デ以テ質問シタ  
居ラヌヤウニ考ヘルノデアリマス、ソレガ大藏  
ノハイカヌト思ヒマスノデ、鐵道一般ノコ  
トニ付テ此ノ機會ニ伺ヅテ見タイト思ヒマ  
スガ、少シ時間ヲ取リマスガ宜シウゴザイ  
マセウカ、若シ何ナラ外ノ方々ニ先キニヤッ  
テ戴イテ、サウシテ鐵道一般ノ質問ヲ後ニ  
廻シテ戴イテモ結構デアリマス

○委員長(子爵井上匡四郎君) 只今大藏男  
爵カラ御聽キノヤウナ御希望ガアリマスル  
ガ、成ルタケナラ此ノ問題ニ對スル質問ヲ  
先キニ濟マシタラドウカト思ヒマス、ドウ  
カ他ノ委員ノ方デ御質問ガアリマシタラ此  
ノ際御質問ヲ續イテ願ヒタイト思ヒマス  
○八田嘉明君 先程大藏委員カラ御尋ニナ  
リマシタ此ノ豫定線ノ整理ノ問題デアリマ  
スガ、只今鐵道大臣カラ既ニ再検討スル時  
期デアルカラ、之ヲ研究シテ見タイト思フ  
ト云フ御話ガアツテ、御尤モノコトデアルト  
思ヒマス、又過去ニ於テモ鐵道省ノ、省内  
或ハ省外ニ於テモ關心ヲ持ツテ居ル者ハ、此  
ノ問題ニ付テハ絶エズ何トカシナケレバナ  
ルマイト云フヤウナコトヲ以チマシテ研究  
サレ、考慮サレテ居ル問題デアリ、同時ニ  
ソレガ議會ノ各委員會等ニ機會アル毎ニ現  
レテ、而モ今日迄シカカリシタ見透シガ付イテ  
思ヒマスガ、分科會ノ方ハ私主査ヲヤツテ居  
リマスノデ、ドウモ主査ガ餘リ質問ヲスル  
ノハイカヌト思ヒマスノデ、鐵道一般ノコ  
トニ費シタコトヨリ以上ニ、其間ニ非常ナ  
來相當ノ年月ヲ費シタノミナラズ、其ノ年  
デアリマスルガ、是ガ多年、敷設法制定以  
テ戴イテ、サウシテ鐵道一般ノ質問ヲ後ニ  
廻シテ戴イテモ結構デアリマス

○委員長(子爵井上匡四郎君) 只今大藏男  
爵カラ御聽キノヤウナ御希望ガアリマスル  
ガ、私モ全クサウ云フ風ニ考ヘテ居ル一人  
付テ見テモ、其ノ附近ニ此ノ豫定線ヲ修正ス  
ベク當然ナコトガアルノデヘナイカ、サウ云  
フモノダケデモセメテ機會毎ニ修正ト申シ  
カト思フノデアリマスガ、是ハ悉クヲ一遍  
ニ調べテ調査ヲシテ、サウシテヤツテ定メル  
ト云フコトハ實際言フベクシテ困難デハナ  
カト想像スルノデアリマス、調べテ居ル  
カト拾ヒ上げテ、一遍ニ此ノ問題ヲ決定ス  
ルト云フコトハ、サウ思ヒナガラモ困難ダ  
ト私ヘ想像スルノデアリマスガ、出來レバ  
非常ニ結構デ、鐵道大臣ノ御意嚮ハ、誠ニ  
私共モ御同意ヲ表スル次第デアリマス、ケ  
レドモ若シ出來ナカッタスルナラバ、徒ラ  
ニ段々一年二年ト經過シテ行ツテ、イツモ鐵  
道ノ問題ガ、諸問題ガ現レル毎ニ議場ニ於  
テ論ゼラル、又、委員會ニ於テモ絶エズ論  
デアリマシテ、是ガ單ニ「ローカル」デナク、  
山陽線ノ可ナリ重要なナル輸送任務ヲ有ツモ  
ノデアルナラバ、有年ト那波トニツ、果シ  
テ分岐シテ行クモノデアラウカドウデアラ  
ウカ、サウ云フヤウナコトニ付テ、サウデ  
アルナラバ是ハ修正、私が先程申上ダシ  
タ考カラ此ノ際修正スル、修正デヤアリマ  
セヌ、改正スル必要ハナイコトニナリマス  
ガ、若シ當然捨テルモノデアルナラバ、是

ハスウ云フ機會ニ之ヲ落シテ行ッタラドウ

カ、或ハ改正シタラドウカ、或ハ久留米カ

ラ矢部ノ方ニ行キ、羽犬塚カラ矢部ニ至ル

線路ノ如キモ、現ニ久留米カラ出タ線ガ赤

線デ引張ッテアル、豫定線ニアル、サウ云フ

ヤウナモノガ斯ウ云フ機會ニ直セルノデハ

ナイカドウカ、斯ウ云フ風ナ感ジヲ以チマ

シテ御尋スル譯デアリマス、或ハ北海道ノ

邊富内、御影附近ト云フ線ニ於キマシテモ、

或ハ金山ノ方ニ行ク線ハ、是ハ別ノ意味ニ

於テ將來敷設セラレルコトハ豫期シ得ルト

思フノデアリマスガ、邊富内カラ海岸ニ至

ル所ノ線ノ如キ、或ハ邊富内ノ位置ガハッキ

リ私設鐵道ノ終端デアルヤ否ヤ、突如トシ

テ野原カラ起ル線路トモ考ヘラレルノデア

リマスガ、サウ云フヤウナコトニ付テ、多

少修正、改正ヲ機會毎ニヤッテ行ッタナラ

バ……私敢テ此ノ場合ヲ言フノデアリマセ

ヌ、毎年サウ云フモノガ出テ來ル機會毎ニ、

若シ其處ダケ明カニ地方的ニ見マシテモ、

或ハ鐵道ノ大キナ系絡カラ申シテモ、削除

スペキハ削除シ、改正スペキハ改正シタ方

ガ、ソレダケデモ幾ラカ、先程大藏委員ノ

御質問ニナック所ノ御趣旨ニ對シテ、私モ同

感デアルガ故ニ、サウ云フコトニ付テハ如

何御考ニナッテ居リマセウカ、ソレヲ伺ヒタ

イノデアリマス

○國務大臣(前田米藏君) 御尤モナ御尋デ

アリマスガ、先程大藏男爵ニ申上ゲタヤウ

ニ、敷設法ノ檢討ヲスル時ガ來テ居ル、而

シテソレニ進捗スベク努力ヲ致シテ居ル、

斯ウ申上ゲタノデアリマスガ、只今八田君

ノ御意見ハ非常ニ實行的ノ御意見ガアリマ

シテ、斯ウ云フ案ガ出ル度毎ニ、ソレニ伴ツ

テ不必要ナ線ガ出來レバ、ソレヲ片端カラ

落シテ行ッテハドウカト云フノデアリマシテ、

非常ニ實行的ナ御意見デアリマスガ、併シ私共

ノ建前ト致シマシテハ、今マデノ中ニモ、或線

ヲ敷ク、從ッテ今御言葉ノヤウナ風ニ、然ラバ

削除シテ宜イデヤナカト思ハレル線ガ無

イデモナイト云フヤウナ場合ニ、此ノ儘ニ

ナッテ居ル、今回ダケ案ガ出テ、サウンテソ

レガ爲ニ不必要ナモノヲ落スト云フコトニ

ナリマスト、今日マデアッタモノトノ間ニ、

何ト言ヒマスカ不公平ト言ヒマスカ、不均衡

ト云フ點モアリマスノデ、實ハサウ云フ點

スベキモノノ買收ヲ、議會ニ於テ決定スル、

ナリマスト、今日マデアッタモノトノ間ニ、

協賛ヲ詰リ求メラレル時期ハ、ドンナ風ニ

大體御考ニナッテ居ラレマセウカ、ソレヲ御

尋スル理由ハ、例ヘバ今度ノ中ニモアルト

思ヒマスガ、一一例ヘ申上ゲマセヌガ、或

私設鐵道ニ接續シテ建設線ヲヤッテ行ク、

若シ初メノ中ニ之ヲ買收スルナラバ、買收

スル側ノ方カラ言ヘバ、比較的安ク買ヘル  
カト云フ場合ニ、初メカラサウ云フ、只今ノヤ  
ウナ御實行的ノ御意見ガ本當ニ實行サレ易  
イノデアリマシテ、今マデハ其ノ儘ニ置イ  
ガアル筈デアル、其ノ後其ノ建設線ヲ數年  
ラウト云フヤウナ時期モ、一ツノ時期トシ

建設工事ニ伴ツテ起ル所ノ其ノ附近ノ輸送

量ノ増加……必ズシモ是ハ鐵道バカリ來

ル譯デゴザイマセヌガ、必ズヤ鐵道ニモサ

ウ云フコトガナカツタ場合ニ比シテ、相當ノ

モノヲ増シテ來ルト思フノデアリマス、數

年後ニ於テサウ云フ買收價額ノ計算ヲ致シ

モノヲ増シテ來ルト思フノデアリマス、數

マス間ニハ、或差ガ起ツテ來ヤシナイカ、其

差ガ或場合ニハ大シタコトモナク、或場合

ニハ非常ニ大キナ差ガ起リ得ルト云フコト

モ想像出來ルノデアリマス、若シ果シテサ

ウダトスルナラバ、此ノ建設線ト云フモノ

ガ當然決定サレ、而モソレニ著手シタ後ニ

於テ、或ハ著手セムトスル時ニ於テ、如何

ナル時期ニ買收セラルベク豫定セラレテ居

ル所ノ私設鐵道ヲ買收シ、若シクハ補償ス

ルカト云フコトニ付テノ原則的ナ御考ヲ伺

ヒタイト思フノデアリマス、今回ノニサウ

云フモノガアルカドウカ分リマセヌガ、ア

ルト想像シマシテ御尋ラスルノデアリマス

マス、只今八田君ノ御質問ノ通リニ、地方

鐵道軌道ニ接シマシテ國有鐵道ガ建設セラ

レルト云フ場合ニハ、工事ヲ起シテソレカ

ラ或ハ材料デアリマストカ、其ノ外ノモノ

ガ多少トモ其ノ地方鐵道軌道ヲ利用スルダ

テ考ヘラレルノデアリマス、又其ノ次ニハ私設鐵道、地方鐵道軌道ヨリ先キニ出來マスル建設工事ガ落成シ完了スルト云フヤウウ時期モ、一つノ時期デアル、斯ウ云フ風ニモ考ヘラレルノデアリマス、ドチラガ買收ノ時期トシテ適當デアルカト云フコトヘ、其ノ地方鐵道若シクハ軌道ノ敷カレテ居リマスル所ニ豫定線ガアルカ無イカト云フコトモ、是モ一つノ参考ト申シマスカ、サウ云フコトモ考慮致サナケレバナラヌコトト存ジマスガ、只今ノ御話ニ其ノ地方鐵道軌道ヲ膨ラセルノデヤナイカト云フヤウナ御話モアルヤウデアリマスガ、建設ノ計畫ガ

○八田嘉明君 地方鐵道ノ買收ニ關シテ、公債ノ利率ハ五分ト云フ風ニ法律ガ出來テ居ルモノガアルト思フノデス、ソレニ對シテハドウ云フ風ニナルカ、ソレカラ今回ノ公債ノ發行ノ利率等ハドウナルカト云フヤウナ意味デゴザイマス

○政府委員(前田穰君) ソレハ御示シノ如トニ付テモ考ヘナケレバナラスト思フノデアリマス、大體ニ於キマシテ近頃ハ……今度ノ提案ニ於キマシテモサウナッテ居リマスガ、少クトモ全線ガ開業シマス時ニ買收スルト云フヤウナ計畫ニナッテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマス

○八田嘉明君 只今ノ御答辯デハ、其ノ時期ハ其ノ時ノ都合デヤルト云フヤウニ伺ッタノデアリマスガ、後ハ意見ニナリマスカラ此ノ機會ニハ申上ゲマセヌ、之ニ關聯シテ伺ヒタイモウ一件ハ、公債ノ利子ノ利率ノ問題、是モ段々低金利ト云フヤウナコト

デ、最初五分ニナッテ居リマスカラ自然法律上ニ多少ノ修正ト言ヒマスカ何ト申シマスカ、サウ云フヤウナコトガ必要デヤナイカト云フ氣ガスルノデアリマスガ、其ノ點ハ其ノ後ドウナッテ居リマセウカ趣旨ガ能ク分リ兼ネマスガ……

○政府委員(前田穰君) 只今ノ御質問ノ御趣旨ガ能ク分リ兼ネマスガ……

○八田嘉明君 地方鐵道ノ買收ニ關シテ、公債ノ利率ハ五分ト云フ風ニ法律ガ出來テ居ルモノガアルト思フノデス、ソレニ對シテハドウ云フ風ニナルカ、ソレカラ今回ノ公債ノ發行ノ利率等ハドウナルカト云フヤウナ意味デゴザイマス

○政府委員(前田穰君) ソレハ御示シノ如ク、地方鐵道法ノ買收ニ關シマスル規定ハ、ドウ云フ風ニ進捗シテ參リマスカト云フコトニ付テモ考ヘナケレバナラスト思フノデアリマス、大體ニ於キマシテ近頃ハ……今度ノ提案ニ於キマシテモサウナッテ居リマスガ、少クトモ全線ガ開業シマス時ニ買收スルト云フヤウナ計畫ニナッテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマス

○政府委員(前田穰君) ソレハ御示シノ如ク、地方鐵道法ノ買收ニ關シマスル規定ハ、ドウ云フ風ニ進捗シテ參リマスカト云フコトニ付テモ考ヘナケレバナラスト思フノデアリマス、大體ニ於キマシテ近頃ハ……今度ノ提案ニ於キマシテモサウナッテ居リマスガ、少クトモ全線ガ開業シマス時ニ買收スルト云フヤウナ計畫ニナッテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマス

○政府委員(前田穰君) ソレハ御示シノ如ク、地方鐵道法ノ買收ニ關シマスル規定ハ、ドウ云フ風ニ進捗シテ參リマスカト云フコトニ付テモ考ヘナケレバナラスト思フノデアリマス、大體ニ於キマシテ近頃ハ……今度ノ提案ニ於キマシテモサウナッテ居リマスガ、少クトモ全線ガ開業シマス時ニ買收スルト云フヤウナ計畫ニナッテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマス

○政府委員(前田穰君) ソレハ御示シノ如ク、地方鐵道法ノ買收ニ關シマスル規定ハ、ドウ云フ風ニ進捗シテ參リマスカト云フコトニ付テモ考ヘナケレバナラスト思フノデアリマス、大體ニ於キマシテ近頃ハ……今度ノ提案ニ於キマシテモサウナッテ居リマスガ、少クトモ全線ガ開業シマス時ニ買收スルト云フヤウナ計畫ニナッテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマス

○政府委員(前田穰君) ソレハ御示シノ如ク、地方鐵道法ノ買收ニ關シマスル規定ハ、ドウ云フ風ニ進捗シテ參リマスカト云フコトニ付テモ考ヘナケレバナラスト思フノデアリマス、大體ニ於キマシテ近頃ハ……今度ノ提案ニ於キマシテモサウナッテ居リマスガ、少クトモ全線ガ開業シマス時ニ買收スルト云フヤウナ計畫ニナッテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマス

○政府委員(前田穰君) ソレハ御示シノ如ク、地方鐵道法ノ買收ニ關シマスル規定ハ、ドウ云フ風ニ進捗シテ參リマスカト云フコトニ付テモ考ヘナケレバナラスト思フノデアリマス、大體ニ於キマシテ近頃ハ……今度ノ提案ニ於キマシテモサウナッテ居リマスガ、少クトモ全線ガ開業シマス時ニ買收スルト云フヤウナ計畫ニナッテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマス

○政府委員(河原直文君) 私ヨリ御答へ致テ居ルヤウニ考ヘマス、ソレハ當時ノ狀態デサウ云フ風ナ規定ガ出來テ居ツタノデアリマス、其ノ後金利ガ段々下ッテ參リマシテ、國債發行ノ率等モ亦下ッテ參リマシタ、ソレデ先年應急ノ處置ト致シマシテ、五分以下ノ利率ヲ附シマシタ國債デ、地方鐵道法ニ依ル買收ノ單價ヲ變ヘルコトガ出來ルト云フ法律ガ出來テ居ルコトハ仰セノ通リデアリマス、ソレデ其ノ法律制定ノ當時ニ説明セラレマシタノデ、アノ法律ハ、地方鐵道



風間八左衛門君

山上 岩二君

國務大臣

鐵道大臣 前田 米藏君

政府委員

鐵道政務次官 田子 一民君

鐵道參與官 星島 二郎君

鐵道省監督局長 前田 穎君

鐵道省運輸局長 新井 堯爾君

鐵道省建設局長 河原 直文君

鐵道省工務局長 平井 喜久松君

鐵道省經理局長 工藤 義男君

昭和十一年五月十六日印刷

昭和十一年五月十七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局